

# 学校における明文化されていない規範の理論的及び実証的研究

## 生徒の授業中の居眠りに注目して

早坂 淳（筑波大学大学院）

### 1. 問題の所在

従来、専ら教育心理学領域において行われてきた不登校やいじめといった児童・生徒の「問題行動」に関する研究は、学校における秩序（以下、学校秩序）が紊乱される原因を追究し、その改善に向けての最良のアプローチを考察するものであった。これら「問題行動」の発生メカニズムに焦点を当てた研究は、「問題行動」が発生した後の生徒指導に理論的及び実践的に有効な知見を多く提供してきた。しかしながら、例えば医療において、癌の発生メカニズムに関する理論が癌の発生後の治療実践に有効な知見を提供する一方で癌の予防に関しては前述のものとは別の理論と実践を必要とするように、例えば教育においては、従来の「問題行動」が発生するメカニズムの解明と「問題行動」発生後の対処療法的・事後的生徒指導の実践とは別に、「問題行動」を事前に予防する理論とそれに基づく予防的・開発的生徒指導の実践が必要とされるのである。換言すれば、なぜ児童・生徒は「問題行動」を起こすのかという従来の問いに加えて、なぜ児童・生徒は「問題行動」を起こさないのかという問いが求められるのである。

しかしながら、教育学が従来扱ってきた学校秩序に関する考察は、①文部科学省を中心として行われる児童・生徒の問題行動の実態調査と、②教育心理学や教育社会学を中心として行われる問題行動の発生原因の追究と処方提示とが主であり、教育学的研究は、いかにして学校秩序が形成・維持されるのかという問題（以下、学校秩序問題）について十分に言及してきていないとはいえない。その一方で社会学は、古くはアリストテレスにまでさかのぼる秩序問題に関する膨大な知見を有している。ここに、社会学研究を中心とした秩序問題に関する蓄積を、ひいては秩序を自明視せず秩序の成立そのものに問いを投げかける視角を教育学に援用する必

要性が導ける。であろう。

### 2. 研究の対象とその目的

以上の問題背景に研究の視座を据え、本研究はまず以下のように概念を整理する。第一に、＜秩序＞とはエントロピーの低い状態をもって記述することができる確率論的概念である。この立場からすると、秩序成立とは不可能では無いが有りそうもない非蓋然の状態の継続を意味する。次に、非蓋然的秩序の成立を可能にするあらゆる力を＜規範＞と規定する。規範には、法律や校則のように明文化されているものもあれば、道徳や慣習のように明文化されていないものもある。学校における明文化されている規範については先行研究（例えば、高野 1976）に譲ることとし、本研究においては秩序成立に寄与する明文化されていない規範の働きに研究の焦点を絞る。

本研究の目的は、第一に学校秩序を維持する規範のうち明文化されていない規範の機能を理論的に明確に示し、学校におけるその働きを実証的に記述することである。

### 3. 研究の方法

以上の目的を達成するために、本研究は以下の方法をとる。第一に、明文化されていない規範の理論的精緻化を図るため、規範の概念を宮台（1985）の規範の三層構造論から援用する。加えて、ハーバーマスやフーコーなどの秩序問題に介する回答が一定の＜合意＞に依拠することを論難するために、N. Luhmann（1984）の社会システム論より「信頼」（Vertrauen）や「制度」（Institution）等の鍵概念を援用する。

第二に、秩序が現に維持されていると考えられる学校に参与観察に赴き、エスノグラフィーを用いた質的研究の手法を採用し、そこでの生徒や教師の生の声を収集及び分析する。エスノグラフィーに加えて、質問紙調査などの量的研究手法も併

用する。また、エスノグラフィーの特質を最大限に生かすために、部外者として短期間学校に関わるのではなく、非常勤講師として学校内部での勤務を行う傍らで長期的に観察を試みた。

具体的参与観察の対象校は県立 A 校の生徒 848 名（男 510、女 338）の内、筆者が非常勤講師として授業を担当する三年生 E（国立文型志望）、F（私立文型志望）、G（理系志望）クラスの生徒 109 名（男 70 名、女 39 名）と、三年次担当の教諭 B、C、二名（男 1 名、女 1 名）、及び学校長の計 112 名を対象とした。調査期間は 2005 年 4 月中旬から 7 月中旬のおよそ三ヶ月である。

#### 4. 考察

校長及び教諭へのインタビューから、A 校では「問題行動」が発生した後の対処療法的生徒指導がほとんど行われていないことがわかった。事実、G クラスにおける教師 B 担当の英語の時間に居眠りをしていた生徒がいたにもかかわらず、教師 B は叱責や注意といった負のサンクションを与えることはなかった。このことから、少なくとも三学年においては、多少の「問題行動」は看過することで、教師たちは学校秩序の形成・維持のために《秩序の「合意」モデル》に視座をおく教育的指導を行ってはいない、といえる。また、教師たちは A 校における学校秩序を半ば自明のものとして捉え、自らの教育的指導がなんら学校秩序の形成・維持に寄与していないかと思われる発言を行った。

しかしながら、生徒たちは教師 B の何気ない視線に、多くのことを予期し自律的に振舞うようになった。このことは、教師の無意図的行為が生徒たちには教師の意図的行為と解釈されたことを意味する。この《勘違い》をきっかけに、居眠りが発生した学級は次の授業には学級秩序を取り戻すこととなった。

この行き過ぎた生徒の《勘違い》を促進させる一つの要因は、教師が早計に《秩序の「合意」モデル》に基づく指導、即ち叱責等を行わなかったことにある、と考えられる。G クラスの授業で教師 B が生徒 H を叱責することは《明文化されていない規範》の①二人称による「予期操縦」にあたる。この際、生徒達が対面する他者

は、多くても A 校の教師、少ない場合目の前にいる教師 B だけということになる。教師 B が生徒 H を直接叱責しないことで、教師 B はその背後に「社会」を背負うことができた、と考えられる。加えて、教師 B が背負った「社会」は、G クラスの生徒たちに《居眠りはいけない》という規範的予期を抱かせ、その後居眠りをしていた生徒 H は、教師 B に加えクラスメイトの生徒からも「制度」のもたらす予期を予期させられることになった。

本研究では、教師 B の無意図的教育効果がもたらした「制度」が秩序維持に貢献することが確認できた。また、明文化されていない規範とは、教師の行う教育的指導が意図的／無意図的にかかわらず機能しうるものである、ということも確認できた。以上のことから得られる結論は、生徒が幅広く他者の予期を予期できる場合、教師や他の生徒の背後に「制度」を掲げることで、生徒をある種の《勘違い》に追い込むことができるということである。

この結論がもちうる研究的意義とは、大きく以下の二点が考えうる。第一に、明文化されていない規範の機能を顕在化することを通して教師の無意図的教育効果がもたらす正の影響に対して意識的になることが、従来無自覚的・経験則的に行われてきた生徒指導を意図的な指導に転換し、事後的・対処療法的生徒指導を予防的・開発的生徒指導へと転換させるひとつの契機となりうる、ということ。第二に、従来の生活指導論が脱構築を目指してきた学校制度文化の実態の一端を本研究は顕在化させた、ということである<sup>9)</sup>。

今後の課題は、生徒に幅広く他者の予期を予期することを可能にする要因が何であるのかを考察することである。

#### 主要参考文献

- ・高野桂一（1976）「学内規定に関する理論的・実証的研究：その形成過程と規範論理の分析を中心として」東京教育大学教育学博士学位論文
- ・宮台真司（1985）「規範の三層構造—行為理の統合へ向けて—（上）」ソシオロギス第九巻
- ・Lhmann, N(1984). *Soziale Systeme: Grundriss einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main